

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

新ひだか町立静内小学校 令和4年（2022年）年 4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、校内生徒指導委員会で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は校内生徒指導委員会により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

**静内小学校
いじめにたいする
基本認識（概要）**
全文は学校HPを
御覧下さい。

本校の基本認識

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、本校児童が自分は必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

**静内小学校
いじめの防止
早期発見のための
基本姿勢**

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、教育相談、日常的な児童観察、声かけなど様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、校内の組織的な取組はもとより、関係機関・団体、専門家などと協力して解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が連携・協力して指導に当たる。

本校のいじめ防止プログラムの活動例

観点	取組内容	備考
1. いじめ調査	いじめ調査開始	1年生は面談による調査
	いじめ調査提出 *「嫌な思いをした」記入児童への個人面談も可能	
2. 調査結果を踏まえた指導・面談	個人面談・指導【「嫌な思いをした」記入児童】	期日前提出可能
	生活部・担任・管理職間の情報共有 *児童の個人面談結果 *いじめの有無判断	
3. 指導後の対応 組織的な見守り	保護者面談【面談を要する児童家庭】	必要に応じて実施 面談翌日に職員間共有化
	いじめ調査を受けての指導後の経過報告 保護者面談結果報告	職員会議・朝打ち
4. 情報・報告提供 家庭への啓発	いじめ調査結果報告	町委員会へ報告

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。

静内小学校 0146-42-1561

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

